

名古屋市上下水道局告示第17号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第2項収納取扱金融機関中「株式会社関西みらい銀行」及び「株式会社りそな銀行」を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。